



年金に関するお知らせ

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細は次の連絡先まで問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026

○11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では厚生労働省と協力して、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、そして、11月30日（いいみらい）を「年金の日」と制定し、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に、「ねんきん定期便」やインターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期に備えた生活設計を考えるきっかけとしてみたいはいかがですか。

「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）でご確認ください。

○国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」としてその年の所得から控除されます。

令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日から12月31日までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に、この証明書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

～控除の対象となる保険料～

- ・令和5年1月1日～令和5年12月31日までに納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料を含む）
- ・本人および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

問合せ 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004



税を考える週間

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

○国税庁ホームページによる広報

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・これまでの「税を考える週間」の歴史を紹介
- ・国税庁の1年間の活動や本年のトピックスについて、統計資料などを交えながら紹介
- ・国税に関する制度や手続のほか、調査や徴収などの国税庁の業務を動画で紹介
- ・国税庁が新たに取り組んでいる事項などを紹介

○SNSを利用した広報

YouTubeの「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」に新着動画を掲載するとともに、各種情報をX（旧Twitter）で発信します。

○小・中学生の税に関する作品展の開催について

余市税務署が主催する「小学生の税に関する書道」、公益社団法人余市地方法人会女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」及び北海道が主催する「全道中学生の税をテーマとしたポスター」の作品の展示を次のとおり行います。

児童の皆さんが税について考え、表現した、元気あふれる作品を是非ご観賞ください。

会場：イオン余市店1階北側玄関カート置場付近（余市町黒川町12丁目62番地1）

日時：11月9日（木）午後1時～17日（金）午後3時（営業時間：午前9時～午後9時）

問合せ 余市税務署 ☎22-2093（ナビダイヤル2番）